

「<資産運用コンサルティングのポイント Vol.29～ 2016 年から開始の「ジュニア NISA」はどのような 制度なのか？～前篇～>」



株式会社 ZUU の富田和成です。2016 年 1 月からいよいよジュニア NISA の口座開設手続きがスタートし、4 月から取引が可能となります。各金融機関は、子や孫の教育資金を用意する手段としてジュニア NISA を積極的に提案し、口座開設を競っています。

しかし、ジュニア NISA には成人 NISA とは異なったルールがあるため注意が必要です。後々、「そんなこと知らなかった」という事態を起こさないように、ジュニア NISA について詳しく紹介していきます。

■ジュニア NISA 導入の目的

政府がジュニア NISA を導入する狙いとして、高齢者から若年層への資産移転による長期投資の促進、教育資金が必要な孫世代への贈与の後押しがあります。また、資産の移転を通じて、若いうちから投資に親しみ、早い時期から資産作りをしていけるようマネーリテラシーを育てる目的もあります。

■ジュニア NISA の特徴

まず、ジュニア NISA の主な特徴は、下記の通りです。

- ・対象者：未成年(日本在住で 0～19 歳まで)
- ・取引主体者：親権者
- ・非課税枠：80 万円/年
- ・非課税期間：最長 5 年
- ・非課税制度期間：2023 年(平成 35 年)まで
- ・払い出し制限：原則 18 歳まで払出不可(非課税の適用を受ける場合)

仕組みは、成人 NISA とほとんど変わりませんが、非課税枠や払い出しに制限があることには注意が必要です。最長 5 年間、年間 80 万円×5 年で最大 400 万円を非課税口座として、株式や投資信託を購入することができます。もう 1 つ注意点として、いったん口座開設をすると、ほかの金融機関に変更できません。具体的な内容に関しては、以下で詳しく見ていきましょう。

■ジュニア NISA では 2 つの口座を開設する

ジュニア NISA 口座を申し込むと自動的に、「非課税口座」と「課税口座」が開設されます。

「非課税口座」には年間 80 万円の投資枠が毎年与えられ、80 万円(元本ベース)の枠内で購入した株式や投資信託などについては、売却益や配当金が非課税となります。「課税口座」は、非課税口座で投資していた株式などを途中売却した場合の代金や配当金がプールされます。

もう少し詳しく解説しましょう。非課税口座内の資産は、途中で売却して利益を確定することはできます。売却益は課税口座にプールされ、18歳を越えると非課税で利益を得ることができます。払い出し制限はあるものの、いったん課税口座に入った資金を再度、非課税口座での株式や株式投信への投資に回すことは可能です。

また、一度使った非課税枠を再投資することができない点、非課税枠の翌年度への繰越ができないといった点はNISAと同じです。

>>更に資産運用に関する情報を見られたい方はこちら。

<http://www.nichizei.com/fpforum.html>

<著者プロフィール>

富田和成 株式会社ZUU 代表取締役社長兼CEO

http://zuu.co.jp/company/ceo_message

大学在学中にソーシャルマーケティングにて起業。2006年に一橋大学を卒業後、野村証券株式会社に入社。支店営業にて同年代のトップセールスや会社史上最年少記録を樹立し、最年少で本社の超富裕層向けプライベートバンク部門に異動。その後シンガポールへの駐在、ビジネススクール（金融商品の組成、マーケット・企業分析、ポートフォリオ理論、オルタナティブ投資などを学ぶ）への留学やタイへの駐在などを経て、本店ウェルスマネジメント部で金融資産10億円以上の企業オーナー等への事業承継や資産運用・管理などのコンサルティングを担当。2013年3月に野村証券を退職し、「金融×IT」で時価総額100兆円を超える世界の企業を創るべく、株式会社ZUUを設立。設立から約1年半で10種類の金融・経済関連メディアを立ち上げ、配信先含めて月間1,000万アクセスを超える日本最大級の金融・経済サイトへと成長させる。月間2万人を超える資産アドバイザーが訪問する専門サイトZUU Advisors Supportを運営するなど専門家向けのサービスも行っている。

参考：ZUU Advisors-Support： <http://support.zuuadvisors.com/>

：ZUU online： <http://zuuonline.com/>

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 企画開発部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488